

岩手県告示第 614 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社サカモト	下閉伊郡山田町船越第 6 地割 142 番地の 12	平成 18 年 4 月 18 日